

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、第3編第2章において定める事務分掌に従って、平素においてその準備のための業務及び連絡体制の確認を行うものとする。

特に、次の業務については、自然災害時における災害対策上の措置とは異なる武力攻撃事態等における国民保護措置特有の業務であることから、特に留意して準備を行うものとする。

(1) マニュアル等の整備

次の事務について、手続等に漏れのないようマニュアルの整備等により万全の準備を行うこととする。

- ① 警報の伝達及び緊急通報の発令手順に関すること。
- ② 生活関連等施設に対する指導に関すること。
- ③ 武力攻撃事態対策本部等の運営に関すること。
- ④ 避難施設の指定に関すること。

(2) 避難住民の誘導

避難住民の誘導は、一義的には市町村が実施するが、市町村により誘導が行われない場合や市町村から支援要請があった場合は、県職員が誘導に当たることが想定されることから、県の出先機関職員に対し、市町村が定める避難実施要領のパターン等についてあらかじめ周知するとともに、市町村、県警察、消防と連携の在り方について協議するものとする。

(3) 救援に関する事務

国民保護法においては、避難住民等に対する救援の措置は、県が行うこととされていることから、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく県と市町村との役割分担等を参考としつつ、市町村とも協議しながら、県における救援の実施体制の確立を図るものとする。

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な県職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制と併せて、職員の当直による24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集範囲

県は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、①の体制をとるものとし、各体制ごとの職員の参集範囲は、②のとおりとする。

① 体制

| 事態の状況 | 設置基準 | 体制 |
|-------|--|----------|
| 事態認定前 | ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。 イ 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他危機管理統括監が必要と認めるとき。 | 情報連絡本部体制 |
| | ア 情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。 イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他知事が必要と認めるとき。 | 警戒本部体制 |
| 事態認定後 | 県対策本部設置の通知がない場合 | 警戒本部体制 |
| | 県対策本部設置の通知を受けた場合 | 対策本部体制 |

② 参集範囲

| 体制 | 参集基準 |
|----------|---|
| 情報連絡本部体制 | 危機管理局職員及び関係地方支部職員その他必要な職員 |
| 警戒本部体制 | 原則として、すべての県職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。 |
| 対策本部体制 | すべての県職員 |

(4) 職員への連絡手段の確保

県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての県職員に速やかに連絡できる体制を整備するものとする。

特に、県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

なお、県は、職員安否確認メールシステム（大規模災害発生時等において、自動的に安否確認メールが職員の携帯電話に送信され、職員は自身の安否や登庁の可否、

勤務先到着までの時間等を返信するシステム)を活用するものとする。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなどにより、事態の状況に応じた職員の参集を図る。

(6) 職員の服務基準

県は、(3)の体制ごとに、防災対策に準じ、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定める。

(7) 本部体制の整備

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食料の備蓄、自家発電設備の確保等を図る。

3 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用しつつ、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

このため、県は、あらかじめ国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の担当部署を把握するとともに、それぞれの部署との連絡方法等について確認するものとする。

また、県は、関係機関による意見交換の場を設ける等により、平素から関係機関相互の意思の疎通を図るものとする。

2 国との連携

(1) 指定行政機関及び指定地方行政機関との連携

県による国民保護措置は、国の事態認定を前提に実施するものであり、また、その実施に当たっても、指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する国民保護措置との整合性を図るため緊密な連携が必要となることから、県は、指定行政機関や本県の区域を管轄する指定地方行政機関及びその県内事務所との連携体制の強化を図るものとする。

【指定行政機関及び指定地方行政機関（政令指定）】

| 区 分 | 機 関 名 | |
|----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 指定行政機関 | 1 内閣府 2 国家公安委員会 3 警察庁 4 金融庁 | |
| | 5 消費者庁 6 総務省 7 消防庁 8 法務省 | |
| | 9 公安調査庁 10 外務省 11 財務省 12 国税庁 | |
| | 13 文部科学省 14 スポーツ庁 15 文化庁 | |
| | 16 厚生労働省 17 農林水産省 18 林野庁 19 水産庁 | |
| | 20 経済産業省 21 資源エネルギー庁 22 中小企業庁 | |
| | 23 国土交通省 24 国土地理院 25 観光庁 26 気象庁 | |
| | 27 海上保安庁 28 環境省 29 原子力規制委員会 | |
| | 30 防衛省 31 防衛装備庁 | |
| | 本県を管轄する 指定地方行政機 関 | 1 九州管区警察局 2 九州防衛局 3 九州総合通信局 |
| | | 4 九州財務局 5 門司税関 6 九州厚生局 |
| | | 7 宮崎労働局 8 九州農政局 9 九州森林管理局 |
| | | 10 九州経済産業局 11 九州産業保安監督部 |
| | | 12 九州地方整備局 13 九州運輸局 14 大阪航空局 |
| 15 福岡航空交通管制部 16 福岡管区气象台 | | |
| 17 第十管区海上保安本部 18 九州地方環境事務所 | | |

(2) 自衛隊との連携

県は、武力攻撃事態等の際の自衛隊の部隊等の派遣要請はもとより、事態認定前における初動対応における自衛隊の派遣要請の場合等に備え、陸上自衛隊（西部方面総監部（熊本市）・第43普通科連隊（都城市）・第24普通科連隊（えびの市））、海上自衛隊（呉地方総監部（呉市））及び航空自衛隊（第5航空団（新富町））との連絡窓口を確認し、常に迅速な対応ができるよう連携体制の整備を図るものとする。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、国民保護のために締結されている相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

【国民保護のために締結されている相互応援協定】

| 相互応援協定の名称 | 応援の内容 | 応援要求要領等 |
|--------------------------------|---|--|
| 九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣 ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・避難・収容施設及び住宅の提供 ・緊急輸送路及び輸送手段の確保 ・医療支援 ・武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供 ・その他国民保護措置等に必要事項 | 武力攻撃災害等の状況及び必要とする応援内容を明らかにして関係県に対して応援を要請する |
| 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地等における住民の避難 ・被災者等の救援・救護 ・武力攻撃災害等への対処 ・災害応急・復旧対策及び復興対策 上記に係る人的、物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋 | 九州ブロックの幹事県に対して要請する |
| 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣 ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・資機材の提供 ・避難者及び傷病者の受入れ ・船舶等の輸送手段の確保 ・医療支援 | 九州地方知事会に対して要請する |

(2) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(3) 緊急消防援助隊の支援体制の整備

県は、消防庁及び他の都道府県と連携して、緊急消防援助隊による消火活動、人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(4) 九州各県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路や運送手段、NBC攻撃による災害への対応能力等に関し、九州各県との間で緊密な情報の共有を図るよう努める。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所及び県衛生環境研究所は、隣県との間で情報の共有を図るよう努める。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、隣接県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、あらかじめ関係各県と協議するなど必要な準備を行う。

4 市町村との連携**(1) 市町村国民保護計画の協議**

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、市町村の行う国民保護措置の内容を把握し、県の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、あらかじめ、手続等を定めるものとする。

(3) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の連携の確保を図る。

(4) 消防機関の応援態勢の整備

県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

特に、消防機関におけるNBC攻撃による災害への対応可能な部隊数や資機材の所在について、あらかじめ把握しておくものとする。

また、知事は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防機関に対し、防御の措置を講ずべき指示をすることができることから、県は、平素において各消防機関の消防力や応援協定の内容等についても把握しておくこととする。

(5) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置に関する訓練への参加について配慮するものとする。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関の国民保護業務計画に対する助言等

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、その自主性に配慮しつつ、必要な情報提供や助言を行う。

(2) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給や交通規制業務等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の育成強化を図るものとする。

また、自主防災組織の活動や自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を支援する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

1 県総合情報ネットワークの充実等

県においては、従来から災害時における基幹的な通信施設として総合情報ネットワークシステムを整備し、地上系と衛星系による回線の二重化や非常用電源の設置による停電対策等、システムの充実を図ってきている。

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要である一方、回線電話、ファクシミリ等の通常の手段がすべて途絶するような事態が生じる可能性もある。

このため、今後とも総合情報ネットワークの充実強化を図るとともに、県内各機関での衛星携帯電話の導入を進めるなど、通信の確保に努める。

2 関係機関との連携

武力攻撃事態等が発生した場合において、非常通信の円滑な運用を図るため、関係省庁や電気通信事業者等で構成する非常通信協議会において、定期的な非常通信訓練や情報交換を行うなど、国、他の地方公共団体、電気通信事業者等との連携強化を図る。

3 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

非常通信体制の確保に当たっては、自然災害を念頭において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備に係る留意事項

- ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線系・無線系（地上系・衛星系）等による通信ルートの多ルート化等）、関連機器装置の二重化等によりバックアップ体制の整備を図る。
- ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び連携の充実強化を図る。
- ・ 防災救急ヘリコプターが収集した被災現場の状況に係る画像・音声を県対策本部等にリアルタイムに伝達できるようにするため、防災映像伝送システムの活用を図るものとする。
- ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面での留意事項

- ・ 非常通信設備・機器について、その機能の理解や操作の習熟に努めるとともに、実践的な通信訓練を行うなど、管理・運用体制の確立を図る。
- ・ 夜間・休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体

制の整備を図る。

- ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しつつ、武力攻撃事態等非常時における運用計画をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との間で、携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について、あらかじめ可能な範囲で調整を図っておくこととする。
- ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を念頭においておくこととする。
- ・ 担当職員の役割・責任を明確化をしておくとともに、当該職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員により代替できる体制を構築しておくこととする。
- ・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の入手のために援護を要する者に対しても確実に情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

4 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に努めるものとする。

5 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等を確実にを行うために、同報系その他の防災行政無線の整備に努め、また、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）や全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行うものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備しておく。

この場合、防災における体制を踏まえ、効率的かつ確実な情報の収集、整理及び提供に留意する。

(2) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新により、データベースの構築に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、当該情報の管理に留意しつつ、その共有化に努める。

(3) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関の連絡先の把握

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときは、知事は、警報の内容を市町村、指定地方公共機関等の関係機関に伝達する必要があるため、その連絡先、連絡方法等を常に把握・更新しておくものとする。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる大規模集客施設等（学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設をいう。）について、あらかじめ市町村との役割分担も考慮して、それぞれの伝達先を定めておくこととする。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し配慮を要する者に対し、適切に警報を伝達できるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

また、県警察は、市町村が住民に対する確かつ迅速に警報を伝達できるよう、市町村との協力体制を構築しておくものとする。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報（避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。）を整理した上で総務大臣に報告することとされている。

このため、安否情報の収集、整理及び報告を円滑に行うとともに、国民からの照会に適切に回答できるよう、あらかじめ県における安否情報の収集・整理・提供の責任者等を定めるとともに、市町村との連携を確保するため、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握しておくものとする。

(2) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある機関（県が管理する医療機関、諸学校等）の所在及び連絡先等について、把握しておくとともに、当該関係機関に協力を求める際の県と市町村の役割分担について定めておくものとする。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、県が協力を求める関係機関に対して報告様式等を周知しておくこととする。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者を定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて把握しておくものとする。

また、市町村対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、市町村が協力を求める関係機関に対して報告様式等を周知しておくこととする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報（武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。）の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備を図っておくものとする。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、収集した被災情報を速やかに所定の様式により報告するよう周知しておくとともに、指定地方公共機関に対しても、収集した被災情報を、当該様式を参考にしつつ、速やかに県に報告するよう周知しておくものとする。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、情報収集・連絡に当たる担当者を定めておくなど、必要な体制の整備を図っておくものとする。

第5 研修及び訓練

1 基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県職員の研修や実践的な訓練を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得や実施能力の向上に努めるものとする。

2 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する県職員の専門性を高めるため、自治大学校や消防大学校などの国の研修機関の研修課程を有効に活用し、県職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関等における研修の実施

県は、自治学院等において、危機管理に関する研修の機会を確保するとともに、消防学校において、消防職員等の研修を実施する。

また、消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とした国民保護措置に関する研修等の実施を促進するため、市町村の支援を図る。

いずれの場合も、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行うよう努めるものとする。

また、県は、県職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等外部の人材を積極的に活用することにより、研修がより効果的なものとなるよう配慮するものとする。

3 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国や他県等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練及び地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等の動きが伴う実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動や判断を伴う実践的な訓練となるよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

この場合、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用・準用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを一体的に実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の歩行を禁止し、又は制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1 避難・救援に関する基礎データの収集

県は、的確かつ迅速に避難の指示及び救援に関する措置を行うことができるよう、必要な基礎データを収集・整理する。

【収集・整理すべき基礎データ】

- 県の地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網のリスト
- 運送事業者の輸送力のリスト
- 避難施設のデータ
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を含む。）
- 関係医療機関のデータ（NBCの専門知識を有する医療関係者のリストを含む。）
- 救護班のデータ
- 火葬場等のデータ

第2 関係機関との調整

1 市町村との調整

(1) 市町村の避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たり、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。

この場合においては、県警察においても避難経路の選定等について必要な助言を行うものとする。

(2) 救援に係る調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、災害救助法に基づく救助に係る県と市町村との役割分担を参考にしつつ、あらかじめ市町村と協議するものとする。

2 日本赤十字社との協議

県は、避難住民等に対する救援を実施するに当たり、日本赤十字社に対し、必要な事項を委託することができることから、あらかじめその範囲等について、日本赤十字社宮崎県支部と協議を行うものとする。

3 自衛隊との協議

自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、その周辺地域における住民の避難については、国が必要な調整を行うこととされている。

このため、県は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たり、平素から国との密接な連携を図るとともに、それぞれの施設の周辺住民の避難のあり方について、関係市町とともに自衛隊とあらかじめ協議するものとする。

4 海上保安部等との連携

本県の地理的条件を勘案すると、海岸部からのゲリラ等の侵入が想定されることから、県は、テロ対策における連携体制に準じ、宮崎海上保安部及び日向海上保安署との連絡体制等を確認するとともに、県警察、自衛隊を含めた関係機関との連携を図るものとする。

5 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって、必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、あらかじめ電気通信事業者と協議を行うものとする。

第3 必要な体制の整備

1 医療救護体制の整備等

県は、県医師会に対する救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、県医師会の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

また、武力攻撃災害が発生した場合に的確かつ迅速な医療活動ができるよう、地域防災計画に準じ、災害拠点病院等を整備し、初期医療、後方医療及び広域的医療の医療救護体制の確立を図るとともに、日本赤十字社宮崎県支部や県薬剤師会等と連携して医薬品等の円滑な供給体制等の整備を推進する。

なお、武力攻撃災害においても広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関及び消防機関との連絡調整が可能となるようシステムの確立を図るものとする。

2 運送実施体制の整備

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

3 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

第4 避難施設の指定

1 基本的な考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

避難施設の指定を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

2 避難施設の指定手続等

県は、避難施設を指定する場合には、市町村と連携し、文書等により施設管理者の同意を得るものとする。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

また、県は、避難施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

3 避難施設に係る情報の共有化等

県は、避難施設の指定後において、国が全国的な避難施設のデータベース化を図るため、県内避難施設の情報を国の定める標準的な項目に従って整理し、国に報告する等必要な協力を行う。

また、県は、指定した避難施設に係る情報について、防災対策における避難所との関係を考慮しながら、市町村、県警察、消防等と協力して、住民への周知に努めるも

のとする。

第5 広域避難に関する備え

1 基本的な考え方

武力攻撃事態等においては、自然災害の場合と異なり、県や市町村の区域を超える避難が想定されることから、県は、避難経路や避難に用いる交通機関等に係る調整が速やかに行えるよう、運送事業者等との連絡体制の確立を図るなど、必要な準備を行うものとする。

2 県域を越える避難

県は、国から県域を越えて避難することを内容とする避難措置の指示があった場合は、速やかに「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル」（平成20年3月。九州・山口各県国民保護主幹課（室）長会議作成）に基づき、避難先都道府県と協議を行うとともに、避難経路や避難に用いる交通機関、避難先まで同行する県職員の配置等ができるよう準備するものとする。

3 他県からの避難の受入

県は、他県からの避難の受入を指示されたときは、速やかに受入先となる市町村との協議を行い、避難施設の運営や救援の実施等を行う必要があることから、あらかじめ市町村との役割分担について検討しておくこととする。

第6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、消防庁が作成するマニュアルを参考に、県、県警察等の関係機関と協議しながら、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人等要援護者の避難方法等について配慮する。

2 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設等に関する情報を把握し、住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制の整備を図るものとする。

3 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、防災対策に係るノウハウを活かしつつ、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設について、あらかじめ、次の項目について調査・整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法 施行令 | 各号 | 施設の種類 | 所管省庁名 |
|--------------|-----|-----------------------|-------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 |
| | 2号 | 毒物、劇物 | 厚生労働省 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力規制委員会 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 8号 | 毒薬、劇薬 | 厚生労働省、農林水産省 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁 |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 |

(2) 関係機関に対する情報提供

県は、市町村、県警察並びに宮崎海上保安部及び日向海上保安署に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察並びに宮崎海上保安部及び日向海上保安署と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点の周知の徹底を図るものとする。併せて、関係機関と施設の管理者との連絡網を整備するものとする。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保等

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

また、特に情勢が緊迫している場合等においては、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にして、警戒等の措置を実施するものとする。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、県や生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、県を通じて、その区域内に所在する生活関連等施設を把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、その管理に係る生活関連等施設や公共施設等における安全確保措置について、県警察との連携を図りつつ、県に準じた措置を定めるものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備等

1 物資及び資材の備蓄・整備

(1) 国、市町村その他関係機関との連携

国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備については、国、県、市町村その他関係機関の備蓄等の状況を常に把握し、相互に連携を図ることによって、効率的・効果的な備蓄・整備に努めることとする。

(2) 防災のための備蓄との関係

① 公的備蓄

県内では、県、市町村、日本赤十字社宮崎県支部において、防災のための公的な備蓄を行っている。また、農林水産省生産局が政府所有米穀の管理を行っている。

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、これらの防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、県においては、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

② 流通在庫備蓄

県は、物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、あらかじめ必要に応じて、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めることとする。

協定に当たっては、防災のための物資供給に関する協定の内容を踏まえつつ、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこととする。

(3) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備

① 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国が自ら整備するとともに、地方公共団体等における整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備については、国の整備・備蓄状況等国全体としての対応も踏まえながら、国と密接に連携しつつ対応することとする。

- ② 県警察は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、武力攻撃警備用装備、資機材等の整備充実を図るものとする。

2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

備蓄倉庫等の県の管理する施設及び設備については、国民保護措置の実施も念頭におきながら、県地域防災計画に定める整備又は点検を実施するものとする。

(2) 県工業用水道施設の保守管理

県工業用水道施設については、武力攻撃等による被害が産業に与える影響を考慮して、県地域防災計画に準じて、その施設の保守管理を行う。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

3 各家庭、職場での備蓄

県は、県民が各家庭や職場で、食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災のための啓発との連携を図りつつ、自主防災組織や自治会等を通じた啓発に努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、国及び県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄と兼ねて、その充実に努めるとともに、武力攻撃災害発生時において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 県民に対する啓発

1 基本的な考え方

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、武力攻撃災害が発生した場合は、行政の的確かつ迅速な対応に加え、住民や事業所等の自主的・積極的な防災活動が重要となる。

このため、県は、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努めるものとする。

なお、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人等に対する啓発に配慮するものとする。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務や不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図るものとする。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動並びにテロが発生した場合に住民がとるべき対処方法についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努めるものとする。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（緊急通行車両の優先、車両の道路左側への駐車、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、災害時の措置に準じて、運転者への周知を徹底するものとする。

4 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発に努めるものとする。

